

審 査 基 準

平成19年8月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第8条第2項
処 分 の 概 要： 通行許可
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： ○ 道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） ○ 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） ○ 秋田県道路交通法施行細則第5条の4（署長の通行許可）
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 5日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する県の休日は含まない。）
申 請 先： 申請書は、許可を受けようとする通行禁止場所を管轄する警察署交通課窓口又は幹部交番に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 各警察署交通課 警察本部交通規制課 規制第三係（電話018-863-1111内5192）
備 考：

別紙

審査基準

警察署長は、通行許可の申請内容が、次の1から3までのいずれかに該当するときは、許可をするものとする。

- 1 車庫、空地その他当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合
- 2 身体の障害のある者を輸送するため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合で、次の(1)から(3)までのすべてを満たす場合
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならないが、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段がないこと。
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑に著しい影響を及ぼさないこと。
- 3 秋田県道路交通法施行細則第5条の4の規定により次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合
 - (1) 日常生活に欠くことのできない食料品、燃料、日用雑貨等通常の生活に伴って必要となる物品等を運搬するためやむを得ないと認められる場合であること。
 - (2) 冠婚葬祭等社会生活において慣習として広く認められているもので、やむを得ないと認められる場合であること。
 - (3) 業務の遂行上車両の通行が必要不可欠な場合等署長が特に通行の必要性を認めた場合であること。なお、前記(1)及び(2)の「やむを得ないと認められる場合」とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に手段がないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益性を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。